

千葉家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成31年2月14日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 千葉家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員) 川島和孝, 北村篤, 古賀義明, 櫻木安子, 曽根田満, 高橋譲,
中山直子, 平野秀文, 宮腰直子
(五十音順, 敬称略)
(オブザーバー)

内田貴文裁判官, 紀太哲夫首席家庭裁判所調査官, 木村史郎
家事首席書記官, 岡田博子少年首席書記官, 宮崎浩幸次席家
庭裁判所調査官, 竹村彰修家事訟廷管理官, 室城順子総括主
任家庭裁判所調査官, 北原信一主任書記官, 大田浩司事務局
長, 戎史木事務局次長, 八幡有紀総務課長

- 4 テーマ
子の監護を巡る家事調停事件について
- 5 議事等

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（伊藤はつ
子委員, 高橋譲委員, 中山直子委員, 平野秀文委員）について, 八幡総
務課長から紹介された。

(2) 前回の委員会における意見についての経過報告

八幡総務課長から, 前回の委員会における意見を受けての活動につ
いて報告が行われた。

(3) 委員長の選任

家庭裁判所委員会規則第6条に基づき, 出席委員において新委員長
の互選を行い, 全会一致で高橋委員が委員長に選任された。

(4) 委員長代理の氏名

委員長は、委員長代理として中山委員を指名した。

(5) 意見交換等

ア テーマについて

家事部オブザーバーから、本日のテーマについて説明があった。

イ 協議の要旨（■委員長、●委員、▲オブザーバー）

■委員長 前半の部分では、子の監護をめぐって紛争のある家事調停事件について家庭裁判所に係属する事件の動向、子の監護をめぐる事件の特徴や傾向について御説明をした上で、子の福祉の達成という家事事件手続法の理念の実現に向けた家庭裁判所の工夫や取組について御説明をいたしました。その一方で、対立する主張の中で当事者に子の福祉の視点を持ちながら紛争解決に向けた姿勢をとってもらうということの難しさについてもお話をさせていただきました。今後、社会の情勢や家族関係のありようの変化、子育てに関する意識の変化に伴い、子の監護をめぐる調停事件はますます増加し、複雑化していくことが予想されるところです。家事事件手続法の理念を当事者に理解していただき、子の福祉を最優先にした紛争解決を考えていただくため、家庭裁判所としてどのような工夫をすることが必要かについて委員の皆様の御意見を伺いたいというふうに考えております。また、広く社会の中でそのような意識を醸成していくためには家庭裁判所としてどのような取組が考えられるのかについても意見を交換させていただければというふうに思います。まず初めに、説明させていただいたところについて御意見、御感想あるいは御質問等ございましたら率直にお述べいただければと思います。

●委員 平成20年より10年間の間に面会交流が倍の数に増えておりますけれども、これは調停の成果のあらわれということですか、それとも小さいことでも問題にされてきているので、このように数が増えてきて

いるのでしょうか。

- 委員 昭和40年代には、通学路の電信柱の陰からこっそり子どもを垣間見て満足すべきであるという考え方もありましたが、現在は、共働きの中で父母双方が協力して子育てしていることが多く、同居中、親子関係が良かったことから離婚後も子どもと会いたい、子どもも自分に会えないことで不安ではないか、子どもが心配であるということで申し立てられているようです。家庭裁判所が面会交流の申立てを積極的に促しているというものではありません。話し合いが難しい中で、家庭裁判所で面会を実現したいという方が多いのだと思います。
- 委員 今ビデオを見たのですけれども、すぐく夫婦間で争っているときに、今月分は仕送りが遅れるというようなことを子供を通して言っちゃいけないというようなことを言っていましたけれども、それで夫婦間で連絡とって話し合うようにというふうな内容でしたけども、そういう話し合いができるような夫婦ではないのでしょうか。
- 委員 夫婦に争いがある中で、子どもを自分のメッセンジャーにしたり、相手の様子を聞き出すようなことをさせることは、子どもにとって負担ですので、そのようなことは控える必要があります。夫婦で話し合えないときのために、家庭裁判所があります。
- 委員 そういうときには家庭裁判所を通じて伝えるのですか。
- 委員 子どもをメッセンジャーにする、あるいは、相手の様子を聞き出させるようなことは子どもに負担ですので、それを説明しています。
- ▲オブザーバー 先ほど御説明しましたパンフレットなどを見ていただきますと、どういう点について気をつけていただきなくてはいけないかというようなことがあって、注意事項というようなところについては、お互いに気をつけるようにというところはメッセージとしてはもちろんあるのです。ただ、委員のおっしゃったように、そもそもそういうことがで

されば家裁の調停になつていないのでないかというのはおっしゃるところとして、そこを気付いていただくようにこのようなツールですとか、DVDですか、理想に過ぎるのじゃないかというようなことを言われることもあるのですけれども、こういうふうにあるべきではないかということを理解していただいて、御自分たちがそれをできないこととの違いはどこにあるのかというようなことを考えていただいて、調停や調査の中で一緒に考えていただいたり、変わっていたいたりというところで歩み寄っていただくということなのです。どうしても連絡すら嫌だとおっしゃる場合もあって、そういうときには第三者機関というところがそのメッセージ役をとつていただく。そういう機関もありますので、そういう機関の利用について御説明するというようなこともございます。基本的には両親がやりとりできるのが何よりだと思います。連絡手段についても、調停成立時には必要に応じて明記をして、約束事項としてまとめていきます。

- 委員 話合いが難しい父母の場合は、当事者が有料で第三者機関と契約をして面会交流の子どもの受け渡しなどの援助を依頼する方法があります。お金の受け渡しですが、家庭裁判所の調停で養育費の合意をする場合は、銀行振り込みにしていますので、当事者間の授受のトラブルのないようにしているほか、取り決めた養育費について払われなかつたときには履行勧告という制度により支払の勧告をすることができます。
- 委員 離婚しようと思っている夫婦がどうして話し合えるのかなという、その時点できちんと・・・。
- 委員 まず調査官は、1事案について2人1組でやられているのですか。
- ▲オブザーバー 先ほど家族面接室で御説明させていただいたような試行的面会交流をする場合には、ほぼ2人で観察担当と中で入つて支援する者と、そういうふうな形で分けて共同調査をすることが多いです。あと、

一般的に子供の調査においても、もちろん事例によっては複数で対応するときもございますし、1人の調査官が担当する場合もございます。事例に応じて1人、2人ということで、裁判官からの指示を受けて調査を行っております。

●委員 家庭訪問のときは2人ぐらいですか。

▲オブザーバー 1人で行うときもありますし、子どもが多い場合もありますし、紛争性が高くて子どもの実情とか子どもの生活状況について争いがあるとか、そういう場合にはやはり多角的な視点からということで2人で調査に出向くこともあります。

●委員 あと、親権をどちらにするかというときになると、やはり収入面とかいうのがあって男性のほうに行く確率が多いのか、それともやっぱり子どものことを考えると今の時点では女性のほうにというような割合というのは何か出ているのですか。

●委員 親権者が母になっている例が8割ぐらいだと聞いたことがあります。家庭裁判所で親権に争いがある場合、双方の経済状況、居住状況、それから愛情であるとか、生まれてからこれまでのかかわり方、子どもの意向などを確認した上で親権を決めています。養育条件に差があまりないことが多く、親と子どもとの情緒的な結びつきがしっかりできている親を親権者とすることになります。小さい子どもの場合には、生まれてからの日常的な世話をやってきた親との心理的な結びつきが強いことから、そのような親、これを「主な監護者」といいますが、父母のいずれであるかを調査することになります。子どもが成長して小学校高学年ぐらいになると、親との関係よりも学校生活や友人関係が大切になることも多く、「監護環境の継続性」という言い方をしますけれども、環境の継続性を重視することもあります。手続上、15歳以上の子どもの意見を聞くとなっていますが、中学生ぐらいになると、自分の意思を表明できる

ことも多いことから、子どもの意見も参考にしています。このように家庭裁判所では、さまざまな要素を総合的に考慮して、親権者を決めています。

●委員 孫といいますか、祖父母がこれに関係してくるということもあり得るのですか。

●委員 双方の父母（子どもの祖父母）が子どもの親権に関心を持っているケースは多いと思います。離婚の調停にも同行してきていることが多いのですが、調停の当事者ではないので、調停室で意見を聞くことはありません。親権を相手にとられると二度と孫と会えなくなるのではないかというような思いもあるようです。ただ、今はどちらが親権者になつても親であることは変わらないこと、同居中に良い親子関係であったのに、離婚後、親権者でないという理由だけで一方の親と会えなくなることは、子どもにとってよくないのではないかという考え方から、長い目で見て父母双方が子どもについて考えられるようにしてほしいことから、「親ガイダンス」の取組をしています。面会交流の当事者に、祖父母は含まれてはいないため、審判では、祖父母と孫との面会交流を取り決めることはないのですけれども、調停で面会を決める場合には、例えば祖父母が立ち会うことも認めるのであれば、それを認めています。面会交流の援助に第三者機関に依頼しますと費用が生じますが、祖父母が協力的な場合は、別居親と子どもとの面会の援助をしてもらえることもあります。

●委員 私は調停委員をやっておりまして、ここに出てくる面会交流だと離婚の話というのは日常茶飯事のようにあるのですけども、先ほども申し上げましたように、離婚というのは両方当事者が顔も見たくない、同じ部屋で同じ空気吸いたくないというような人がほとんどでして、そういういった人同士の子どもの面会交流なんて本当にうまくいくのかという

ようなことも先ほど御質問にありましたけども、私どもがお話ししていますのは、当事者、別れようとしている人を無理やりもとに戻すなんて不可能ですけども、それぞれにとって別れれば夫婦は赤の他人ですが、子どもはいつまでたってもやっぱり、20になっても30になっても子どもであることは間違いないです。その子どもをずっとこれから、養育費を払って、時には面会交流もしながら、親としての存在感だとかアイデンティティをちゃんとつないでいこうとするときには、面会交流で定期的に会うことが可能なような手立てをつくってあげる。それは、今感じていますけども、やっぱり調停委員だけができるわけじゃなくて、先ほどから再々出ていますけども、調査官のいろんなヒアリングなども、必要によっては祖父母に面談をしたり、学校に行ったり、子どもに会ったり、もちろん当事者に会ったりと、そういったことを全部調べてレポートしたものもまた閲覧していただいた上で状況を理解していただいと、そのほかに書記官だとか、言ってみればチームプレーですね。それによつていろんな形でお話を進めていくと、だんだん最初は連絡すらとり切れなかった親御さん同士が少しずつ心を開いて、子どものためだったらこれだけのことはやっぱりやらなきゃいけないなというようなことで、長い期間の中で変わつていかれることが結構多いです。一緒になることはありませんけども、子どものためだったら何とかしたいというふうなことが、我々のそこにかけるといいますか、そういったことが印象です。

●委員 弁護士の立場で面会交流にかかわることがあるので、申し上げたいと思います。本当に一番難しい課題、親権者を決めるときが難しいときもあるのですけど、むしろそれは決めたらそうなってしまう部分があるのですが、面会交流は継続的に実施することの難しさというのがすごくあります。私は会いたいという親のほうにつくときもあれば、会わせたくないという親につく場合もあって、ケース・バイ・ケースで、その当

当事者の意向をどう裁判所の中で話し合に結びつけるかということもありますし、一方で依頼者は強く思っていても、この事案ではそこはちょっと譲歩したほうがいいのではないかと思うときは、そこはこうですよということもあります。ただ、本当にDVとか暴力が背景にある事案の場合は、決めたはいいけれど、その後で何か起きたら責任とれないなという怖さもあって難しいと思います。DVと言われていても生命に危険を及ぼすようなものじゃなくて、モラハラ的な傾向のあるカップルだったときに、離れた後でルールを決めて子どもに会うのは場合によってはありかなということもあるのです。そういう意味では私は裁判所で決める内容はそれぞれのポジションの人が力を尽くして、ある意味協力関係といい緊張関係で決まっているとは思うのです。全部が正解ではないにしても。ただ、やっぱり実際にそれを実施していくときには裁判所からは手が離れますし、我々弁護士は多少その後継続的にフォローすることもありますが、子どもが大きくなるまでずっと無理なので。私などは二、三回まではフォローアップできるけれども、半年も1年も2年も正直できません。さっき御紹介のあったいろいろな民間施設というか、そういうのでいうと一つは面会交流援助の第三者機関があって、元調査官とか、専門性の高い人が関与してくださっている公益社団法人があるので、そこでやるというのは一つのいい方法なのですが、ただそこは正直お値段がかかる。その値段は、やることにちゃんと見合った、それでもちょっと安いぐらいだなと私は思います。でもそういう当事者ってそんなにお金のある人ばかりではないので。その点では千葉県は、母子家庭のような経済力のない人を対象にする面会交流の支援事業というのを国の補助を受けているのか、指定受けているのかでやっていると思うのです。それは県がやっている事業ですが、質問になりますが、どのくらい利用されているのかとか、もしわかれれば知りたいなと思います。

▲オブザーバー さきほど御紹介いただいたように、こちらからどこそこ
ということは言えないですけども、県の事業などに関しては、インターネットで調べてみてくださいというような形では申し上げていますが、
実際にそういう事業がどれぐらい利用されているかということに関して
は承知しておりません。

●委員 多分、千葉県の取組というのは、千葉県独自でそういう面会交流
の支援をしているというよりは、面会交流援助の第三者機関に依頼する
ためのお金の援助をしているのかなと思うのですが、違いますか。

▲オブザーバー 実際には千葉の面会交流援助の第三者機関が担当してい
るというふうに聞いております。

●委員 裁判所の中のやり方をどうするかということでも民間の意見は参
考になると思うのですけれど、と同時に決まった後の実施を裁判所だけ
ではやり切れない部分を社会としてどういうふうにフォローアップして
いくかということは、本当はもうちょっと、事案そのものは非常にプライ
ベートな問題ですけれども、仕組みとしてつくるためには知恵を出す
必要があるかなという気はします。その辺でいいアイデアがあったら私
も参考にしたいなと思います。

●委員 昨年12月、日本弁護士連合会主催で離婚後の養育支援をテーマ
とするシンポジウムが開かれました。韓国、アメリカあるいはオースト
ラリアなどの諸外国では、未成年の子のいる夫婦の離婚は、親ガイダン
スを受講し、養育費などの取り決めを行わないと離婚が認められない制
度になっているそうです。日本は、離婚のうちの約9割が協議離婚であ
り、養育費や面会交流の取り決めもないまま離婚していることも多く、
子どものことが十分配慮されていません。親ガイダンスは、家裁に係属
する事件については、子どもに配慮した離婚を夫婦が話し合えるように
してほしいということで始めた取組で、全国でもこのような取組がされ

ています。離婚後、施設や人の援助などがないと面会交流などの実施が難しいことから、養育支援を社会全体で考えていただきたいと思っています。前回の成年後見のテーマでも、地域連携ネットワークなどで、後見人や本人を支える方向に動いていますが、子どもの養育についても社会の支援ができればよいと個人的には思っています。

■委員長 面会交流が決まった後の実施について、それを補助する機関というか、今の面会交流援助の第三者機関等がやっていることをもう少し行政的にという、そのような考え方なのでしょうか。

●委員 結局予算がどうやってつくかという、お金の問題だという気もするのですけれど、ないと仕組みは動かないから。理想的にはそういう、それを地方自治体がやるのか、国の行政機関がやるのか、あるいはなかなか日本ではそういうのはないかもしれませんけれど、司法の一翼のようなところで、ちょっと裁判所とは違う形かもしれないけど、準司法的な仕組みとして考えていくことも、まだイメージはないですけれども、あり得るかなという気はします。成年後見の問題にも共通するかもしれませんが、面会交流はとりわけ非常に細やかな感情の葛藤があるので、行政という主体がマクロ的にやるのがいいのかどうか、1個1個のケースを丁寧に扱う能力のある仕組みでないと。ただやればいいということではなくて、人材というか、そこにかかる人の能力向上がすごく重要なと思うのです。特にDVなどとも隣り合わせの問題でありますので、行政機関にせよ準司法的な機関にせよ、どこかが公的な役割を果たす必要は出てくるだろうなと思います。あと、ちょっと関連で言うと、面会交流の実施に結びつけることは時期尚早なのですけれども、つい先日、千葉県弁護士会は今後、一般の民事の範疇ですけれども、ADRセンターを弁護士会で実施していくという方針が決まったのです。それはADR法と言われている、大臣の許可か認可を受けるのとは違って、事実上の

ADRをやっていこうということなのですけれど。どんなテーマでも受け入れるという方針を打ち出しているので、実際具体化するのはまだ少し先になると思うのですが、その中で場合によってはこういう面会交流事案が持ち込まれる可能性があります。決める前の段階で持ち込まれる可能性もありますし、家裁で決まったけれど、それが実行されていないからといって持ち込まれる可能性もあります。一方で危惧しているのは、そういうことに対してきちんと対応する施設と人材がまだ弁護士会の中で育成できていないという面もあって、そこからトラブルにならないかという懸念を示す会員もいます。ですから、そんな意味でいうと、裁判所のノウハウというか、これまでの経験で一般に伝えていけるものはもっと伝えていただくほうが社会一般の人たちにも協力を求めやすくなるかなと思います。

- 委員 家事調停事件では例えばこのパンフレットでは「子どもの幸福を害する明らかな理由がない限り面会交流は行われるべきものです」と書かれてあるわけですけれど、この調停が申し出された限りは、家裁側としては面会交流ができることを目標としてやる、言い方をかえれば100パーセント面会交流の調停が成立するというのを目標にして動いているのか、あるいは子どもに対する虐待があるという明確な証拠等がある場合には、家裁側のイニシアチブで打ち切るということをしていますか。
- 委員 面会交流について禁止事由がある場合は、面会は認められません。例としては、子どもが別居親から虐待を受けていた、同居親が別居親からDVを受けていて、子どももそれを目撃しており、会える状態ではない、子どもの別居親に対する拒絶反応が強く、それについて具体的な理由がある場合などです。家庭裁判所は、100パーセント面会交流を実施することを目標としているわけではなく、あくまでケース・バイ・ケースで対応しています。ただ、同居親から子どもが会いたがっていないと

か、怖がっているなどの主張がされる場合でも、子どもの調査をすると、別居親に対する拒否的な反応がないことも多いところです。面会交流の禁止事由がないとしても同居親からは、別居親の声を聞くだけでも動悸がする、あるいは、前の晩眠れないなどと言われることも多く、面会交流を阻害する事由がそれなりにあることから、これについても配慮しつつ、子どもと別居親との関係は夫婦の関係とは別であることを説明し、理解を求めていきます。

面会交流が継続的に実施されている場合は、子どもの状況を日ごろから別居親に知っておいてもらえるため、子どもの成長がわかるだけに滞りなく養育費の支払がなされる、将来の進学費用の協議が円滑に進むなど、同居親にとっても良い面があります。また、将来、同居親が病気になり、子どもを育てられない、あるいは、思春期になった子どもとうまくいかないなどの事情があるときに、子どもと別居親の面会交流が続いていると、親権者を変更して育ててもらうこともあります。長い目で見ると愛情をもっている親と子どもとの交流は大切であるという印象を受けています。

- 委員 なぜ取り下げるのかということはデータとしてはあるのですか。
- 委員 取下げの理由をデータでとってはいません。
- 委員 それから、現在では国際的な結婚とか、あるいは外国籍の方が日本で生活するというのもだんだん増えてきているとは思うのですけれど、そういった人たちが子の監護をめぐる家事調停事件について何かケースを持ち込むということが実際どれぐらいあるのだろうかということで、私自身は潜在的にはかなりあるのではないか、つまり親がもともと属していた文化、カルチャーから離れて暮らすと、それなりに家族、個人としてもいろいろあづれきを抱えますので、それが家庭生活にも反映するという是有ると思うのですけれど、ですからそれが結果として離婚であ

ったりとか、子の監護をめぐる問題に表出するということはかなり多いのではないかと想像できるわけですけれど、そういう問題に対してどれぐらいフォローがされ得るのかというところがまずは感覚的な質問なのですけれど。それから、少しそれに関連しまして、国際的なというところまで目を向けると、先ほどもおっしゃっていただいたように、制度というのはやはり国ごとに結構違うわけです。私が言うのもなんですけれど、日本の民法とかはそんなに褒められたできではないと思うわけなのです。例えば親権というのはどっちかに必ず固定しているというのが前提としてあるのですけれど、親権を離婚後も、言い方はいろいろだと思いますけど、共同で持つと、この時期までは片方のもとで親権があって、片方のもとで暮らして、ある時期になるともう一方のほうに子どもが例えば夏休みとか冬休みとか、そういうことを利用してとか、そういうことも考えられるかなと思われるわけですけれど、日本はしかしそうなっていないわけで、そういう場合に面会交流という制度でどこまでそういうニーズというのを賄うことができるのだろうかということ、あるいは面会交流を調停手続を通してどこまで内容を柔軟に考える、あるいは家裁側がこういうことができるということが言えるのだろうかということ、それからまたこれも先ほどお話に出ていたことなのですから、現在例えば離婚が増えている状況がある、あるいは一人っ子が増えているという状況になると、先ほどおっしゃっていただいたように、祖父母というのが結構重要な登場人物であるはずであり、あるべきであると思うわけなのです。そんな中で残念ながら民法というのは面会交流に関して父母に関することしか書いていないので、そういう民法を根拠とする制度設計としては祖父母というのはなかなか出番がないわけですけれど、少なくとも調停に関して面会交流を目指すというときに、もう少し制度的にプレーヤーとして登場させてあげるということができるのかどう

うかというところ、そのあたり、これは要望なのか質問なのかというのはちょっと微妙なところではあると思うのですけど、このあたりどう考えておられますか。

●委員 涉外関係の統計は、現在手元にありません。諸外国の共同親権の法制度の検討などからも、親ガイダンスの取組は、大切であると考えています。祖父母については、現時点では、面会交流の申立権を認めることは難しいのですが、話し合いの中で祖父母を含めた面会を認めるということはあります。家庭裁判所が別居親と子どもとの関係を大切にするために親ガイダンスなどの取組を行っているという方向性については、その方向でよいと伺ってよろしいでしょうか。

●委員 法制度としてはやはりそれはもちろんきちんとそれこそ民法から順に変えていくことが望ましいと思われるのですけれど、それはなかなかやはり重い話になってきますので、すぐには動かないわけです。そんな中で実務の側で諸外国との関係も含めて柔軟に対応するということは私としては求められていると思いますし、その意味でどこまで現状の制度を前提として実務ができるのかというところは大変私としては気になっているところでございます。

■委員長 御質問の中で、面会交流が実際に本当にうまく運用されているのかどうかという疑問というか、問題提起があったように思うのですけど、そのあたりは家庭裁判所としてはどういうふうに考えられているのか、うまくいっているじゃないかというふうに思われているのか、いやいや、そうではないという点も認識していると、そのあたりはどうでしょうか。

●委員 必ずしもうまくいっているわけではないと思います。ただ、面会交流に拒否的だったお母さんが実際に実施してみたところ、自分も仕事しながら子ども育てているけど、毎月の面会の間に、自分もいろんなこ

とできるということで、前向きになって実施された方もいます。離婚後も保育園の送り迎えを分担するなど共同監護に近いような形で面会交流を実施しているケースも例は少ないけれどもあります。ただ、家庭裁判所に持ち込まれるのは、禁止事由があるケースや同居親が実施に消極的なケースが多いので、全部が成功というわけではありません。地方自治体によっては、例えば明石市では、子育て支援として、面会交流の援助を積極的に行っているほか、富山市では、こども図書館を設置し、その場所が面会場所として利用されているそうです。社会全体でそのような整備や支援があれば、家庭裁判所で取り決めた後の面会の実施がうまくいくのではないかと思っています。

▲オブザーバー　追跡調査をしているわけではないので、裁判所で決めたものがどの程度完全に履行されているのか、いい方向に向かっているのかということは十分に把握はできておりませんが、感触としてですけれども、肩に力が入ってなかなかお父さんとお母さんの間で話がまとまらなかったり、歩み寄りが見られなかつたものを、先ほどご覧いただいた家族面接室で試行した後にお互いが肩の力が抜けて、あれだけ子どもが喜んでいるんだ、あれだけ子どもが笑顔を見せているんだから、やってみようかというところで始めて、最終的に離婚に至るまでの間に円滑な面会交流につながったというものがかなり多いかと思います。もう一つ、私ども調査のときにもよく当事者の方に話をするのですけれども、面会交流というのはやはり子どもが作っていく部分というのがかなり多うございます。なので、最初はなかなか一歩が踏み出せなくとも、始まってみるとその子どもを中心に、お父さん、お母さんのほうが、せっかく子どもがこういうふうに別居親と会うという機会があるのであれば、相手にはちょっといろいろな感情はあるけれども、続けていこうかということを進めていっていただいているものもかなり多いのではないかと思います。

●委員 私も統計はとっていませんが、裁判所で決める段階では本当相当程度みんなで考え抜いてやるのですけど、その後そこでかかわった人はみんなもう最終的に手を引いて、あとは自分たちでやりなさいになってしまうので、恐らくそんなに全部が全部、半年とか1年ぐらいは続くかもしれないけれども、ずっと続くかというのは正直わからないけれど、そんなに楽観視できないかなというふうに思います。自分が持ったケースもそうなのですけど。要するに会わせてもらえないとか、会わせないようになったという報告すらないので、それをうまくいったと見ると、それともうやむやになってしまったと見ると、わかりません。だからこそやっぱり子どものためを思えばやったほうがいいときはやるべきなのだけれど、それを支える社会の下地がない難しさはあります。それはたとえ共同親権という制度を入れても結局同じ問題はあって、共同親権をどう役割分担するのかというところで結局同じような問題、しかも配分を主と従にしないで半々にしていかなければいけないので、そこでの葛藤は恐らくもっと大きくなるだろうと思います。アメリカのケースなどでも子どもの小学校通学圏内に母も父も住まなければならないというふうな決め方をされたりとか、それで数日ごとに子どもが行ったり来たりしなければいけないという計画を立てたりとか、私の目から見たら本当にそれでいいのかと。ただ、そのケースはそれでよかったですのかもしれませんけど。制度の問題もあるけれど、もっとベースの子どもをどう人格者として扱って育てていくというか、そういう自分の利害から離れたところでやれるかという難しさが当事者にもあるし、周りの人にもあるかなと。子どもの利益を考慮するために子ども独自の代理人をつける、子どもの手続代理人という制度が導入されました、実際はどのくらい機能できていると考えますか。

●委員 子どもの手続代理人について法律扶助制度ができたと聞いていま

ですが、利用件数は少ないと聞いています。子どもの手続代理人という制度があるのでなく、子どもが当事者として参加することができ、その中で代理人をつけるという制度で、意思能力がある子どもが対象であること、家裁の調査官による子どもの調査が充実していることから、費用のかかる手続代理人を選任するケースは限られると思います。ある程度の年齢になった子ども自身が手続を申し立てたいというような場合に、利用されることになるでしょう。

●委員 今日お話を伺って、調査官の方の役割が非常に重要なというふうに思ったのですが、先ほども話がありましたけれども、面会交流の件数が倍になっているとか、そのほかの案件も多分増えていると思いますし、審理期間も多分長期化しているのではないかと思いますけれども、そういうことで裁判所側の対応として調査官の方の人数というか、対応する方の人数というのはそれに見合った形で増えているのかどうかファクトとしてちょっと押さえておきたいなと思います。

▲オブザーバー 家裁調査官の人数といいますと、ざっくりと全国で1500名です。この数は、平成20年から29年にかけてそんなには変わっていません。ですから、面会交流事件の事件数に比例した形での人的配置というのは今のところなされていないというのが現状でございます。

■委員長 もう少し増やしたほうがいいという御意見でしょうか。

●委員 お一人の調査官の方が常時何件ぐらいを抱えていらっしゃいますか。

▲オブザーバー 児童相談所の福祉司さんが何ケース持っているかというのとちょっと違いまして、担当というよりも調停委員会が基本的には調停を進行していただいて、調停委員会が調査官の調査が必要である、調整が必要であるというときにお声をかけていただくという形になります。実際に調査官が調査をする、調整をするという後には、また調停委員会

のほうに引き継いで、調停委員会のほうで調整を進めていただくという形になります。まず命令をいただくときに調停に立ち会わせていただくということからすると、1人につき週に2件、3件でございますかね。その中で本当に必要な命令を適時出していただくというような形になります。

●委員 忙しさによって調査官を増やしていただくとか何かになるわけですね。

●委員 弁護士が代理人につくときは調査報告書を閲覧したりすることがあります。調査報告書は、結構詳細に子どもの様子とかを聞き取って、あとは監護している親御さんの様子とかを、意見と言うと違うかもしれないですが、余り立ち入らない形だけれども、心理学とか社会学とか教育学とか、そういう専門性をふまえて事実を摘示されているので、調査をしてその書面をつくってというのには相当労力がかかるのではないかと思います。1個受けて持っているだけでも大変なんじゃないかなと私は想像しますので、倍増どころか数倍ぐらいにしてもいいのではないか。現状は全部の事件で調査官が入ってくださるわけじやなく、相当必要性のレベルが高い事案じやないと入ってもらえないで、私は本当にもっともっと、裁判官や裁判所職員全体を増やしたほうがいいと思うけれども、その中でも調査官には本当に増えてほしいなと思います。

(5) 次回の開催を平成31年7月17日とし、寄せられたテーマ案を参考に次回のテーマは追って定めることについて、全委員の賛同が得られた。